

第7期（令和6年度）
事業報告書

自 令和6年3月 1日
至 令和7年2月28日

公益財団法人 COSINA 奨学会

I. 法人の概要

1. 設立年月日 一般財団法人 COSINA 奨学会：2017 年 6 月 7 日
 公益財団法人 COSINA 奨学会：2018 年 3 月 1 日

2. 定款に定める目的

この法人は、大学院、大学及び高等専門学校に通う理工系の学生で品行方正、成績優秀でありながら、経済的理由から修学が困難な者に対する奨学金給付に関する事業を行い、もって将来社会に貢献し得る有用な人材を育成するとともに、我が国の経済・産業の振興と発展に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

この法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 長野県内の大学院、大学及び高等専門学校に通う理工系の学生に対する奨学金の支給
- (2) 長野県外の大学院、大学に通う長野県出身の理工系の学生に対する奨学金の支給
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4. 所管官庁に関する事項

長野県

5. 事務所

長野県中野市吉田 1081 (株式会社コシナ本社内)

6. 理事・評議員及び監事 (2025 年 2 月 28 日現在)

代表理事	小林 博文		
理事	小田切 和彦	佐藤 栄美	
評議員	小林 孝文	山浦 吉二	長島 敏行
監事	高坂 亀美雄		

7. 許認可に関する事項

当該事業年度において、定款の変更など許認可に関する事項は行われていない。

Ⅱ．事業の状況

1．事業の実施状況

(1) 奨学生募集活動

2024 年度奨学生の募集活動として、財団ホームページに募集要項を掲載し、大学へ募集案内を送付した。新型コロナウイルス感染症の影響で取りやめていた学校訪問については、長野県内の募集の対象となる学校に限り再開し、学生への募集案内および応募学生の取りまとめを要請した。

2025 年 2 月に、2025 年度奨学生の募集活動を同様の方法により開始。

(2) 選考委員会

2024 年 6 月 24 日に、2024 年度（給付期間：2024 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）奨学金給付対象者の選考を行い、奨学生 20 名を選出。

（奨学生 1 名に対し、3 万円／月を 2 年間支給）

(3) 採用通知授与式

2024 年 9 月 9 日に、2024 年度奨学生の「採用通知授与式」を開催し、採用奨学生 20 名のうち 11 名、選考委員 8 名および事務局 3 名が参加した。採用通知交付後、奨学生が研究内容および近況を報告し、選考委員、事務局員と共に昼食を取り、昼食後株式会社コシナの工場見学を実施した。

(4) 活動報告会

2024 年 12 月 2 日に、2023 年度奨学生の「活動報告会」を開催し、奨学生 14 名、選考委員 6 名および事務局 3 名が参加した。奨学生が研究内容、卒業後の進路先および近況を報告し、その後選考委員、事務局員と共に昼食を取り散会した。

2．評議員会及び理事会の開催に関する事項

開催年月日	区 分	場 所	議決事項（※1）及び報告事項
令和 6 年 4 月 16 日	第 1 回理事会	(株)コシナ本社 第 1 会議室	議決事項 1. 第 6 期（令和 5 年度） 事業報告書の承認の件 2. 第 6 期（令和 5 年度） 決算報告書の承認の件 3. 定時評議員会の招集の件 報告事項 1. 代表理事の職務執行の状況報告

開催年月日	区 分	場 所	議決事項（※１）及び報告事項
令和 6 年 5 月 14 日	定時評議員会	(株)コシナ本社 第 1 会議室	報告事項 1. 第 6 期（令和 5 年度）事業報告 議決事項 1. 第 6 期（令和 5 年度） 決算報告書の承認の件
令和 6 年 6 月 24 日	第 2 回理事会	柳南閣 割烹柳長	議決事項 1. 第 7 期（令和 6 年度） 奨学生の採用を決定する件
令和 7 年 1 月 15 日	第 3 回理事会	(株)コシナ本社 第 1 会議室	議決事項 1. 第 8 期（令和 7 年度） 給付型奨学生 募集要項策定の件 2. 第 8 期（令和 7 年度） 事業計画書策定の件 3. 第 8 期（令和 7 年度） 収支予算書策定の件 4. 評議員会の招集について 報告事項 1. 代表理事の 職務執行の状況報告
令和 7 年 2 月 12 日	みなし評議員会	（書面決議）	議決事項 1. 第 8 期（令和 7 年度） 事業計画書策定の件 2. 第 8 期（令和 7 年度） 収支予算書策定の件

※１ 議決事項は、すべて議案通り、承認可決された

2024 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書を作成しておりません。